

市川市避難行動要支援者支援プランの概要

○策定の背景

平成 25 年に改正された災害対策基本法において、避難行動要支援者名簿の作成等が規定（義務化）されたところですが、これを制度として運用していくにあたり、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、市区町村地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、その下位計画として支援プランを策定することが適当であると、内閣府から指針が示されました。

1. 目的

災害に備え、自らの身は自らで守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという「共助」、行政機関等による支援活動「公助」を併せ、「自助・共助・公助」の関係と役割を明らかにしながら、避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施することができる体制を整備します。

2. 主なポイント

(1) 避難行動要支援者情報の把握・共有

避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、避難施設等での生活支援を的確に行うためには、平常時から避難行動要支援者情報の把握とその共有が必要になることから、市は基礎となる名簿を作成します。

ア) 災害対策基本法に規定された避難行動要支援者名簿として、2 種類の名簿を作成します

①全体名簿

市が定めた登録対象者について、市役所内の関係部署等から個人情報収集し作成する名簿

②共有名簿

平常時から自治(町)会や民生委員（以下「避難支援等関係者」という。）へ情報の提供をするため、全体名簿に登録された避難行動要支援者本人に、提供の同意を得た者を登録した名簿

イ) 避難支援等関係者へ共有名簿を提供するに際し、情報漏えいを防止するため覚書を締結します

(2) 個別支援シートの作成

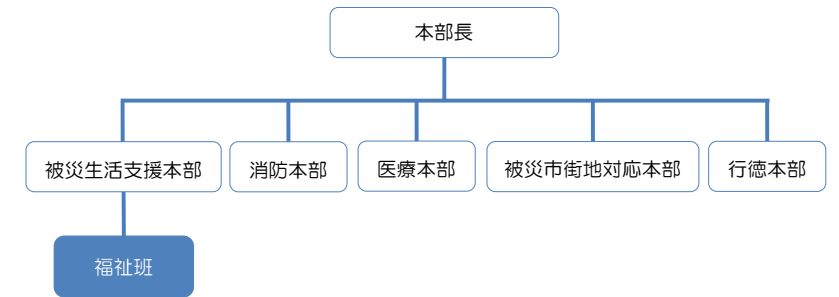
避難行動要支援者の安否確認・避難支援には、市と避難支援等関係者との連携・協働が必要不可欠であることから、平常時から体制の充実を図るとともに、避難支援等関係者へ支援活動を依頼していきます。

その中で、避難行動要支援者への支援を円滑に実施するため、個人個人の身体状況・疾病状況・緊急連絡先・親族や家族の状況・支援時の留意点などを平常時から把握しておくための個別支援シートの作成を依頼します。この個別支援シートの作成を通し、災害時の安否確認方法や支援方法について事前のルール作りが可能となるとともに、「顔の見える関係づくり」の推進につながります。

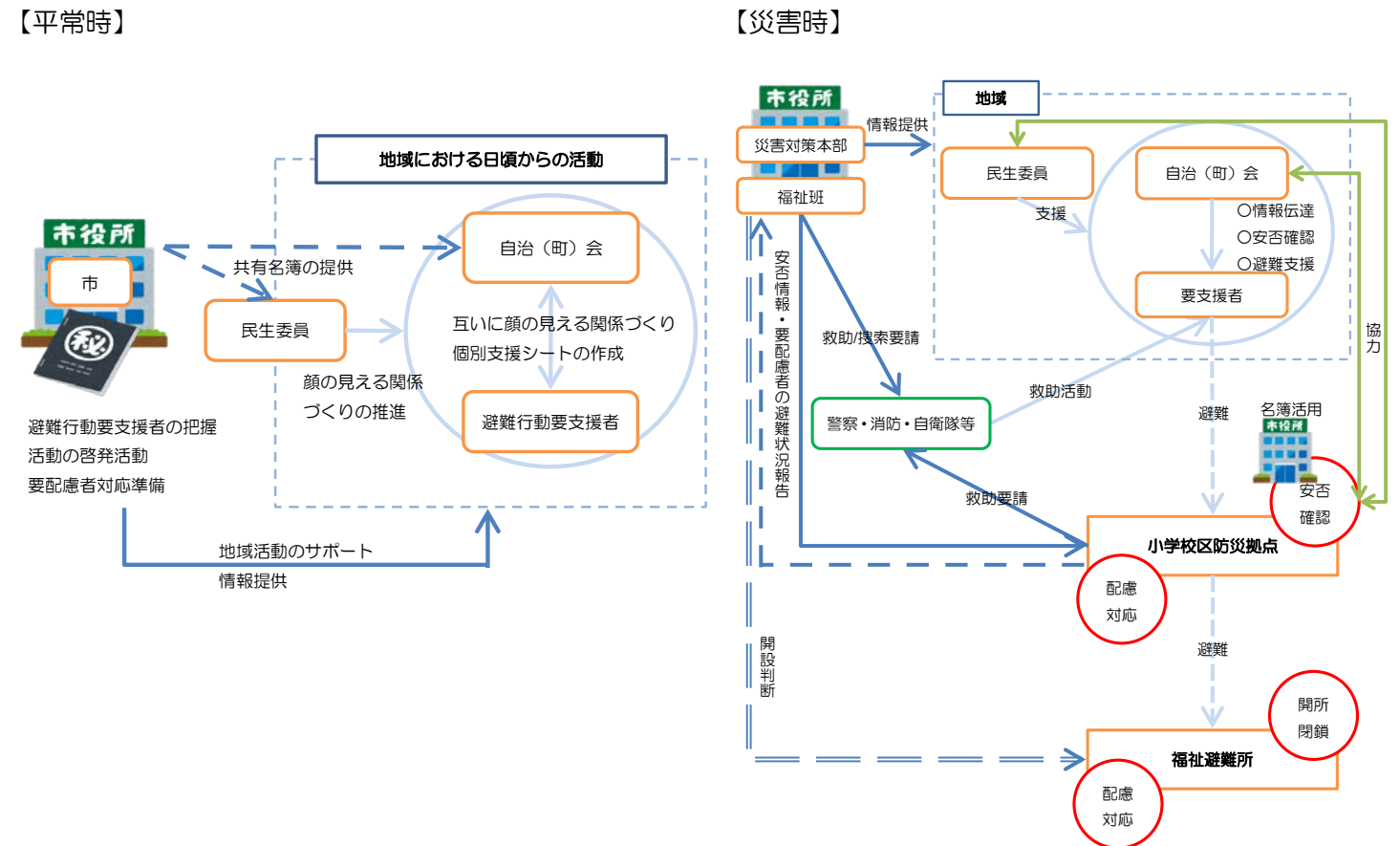
(3) 避難行動要支援者への支援体制（市）

市は、災害時において避難行動要支援者支援を迅速かつ的確に行うため、被災生活支援本部に福祉班を設置し、以下のような支援業務を所管します。

- ア) 避難行動要支援者の安否・動向確認
- イ) 避難行動要支援者対策の立案・管理
- ウ) 福祉避難所の開設、運営
- エ) 在宅避難者への支援 など



(4) 平常時及び災害時における活動のイメージ図（今後構築を進める体制案）



(5) 避難所等における支援

避難所や福祉避難所における避難行動要支援者への対応については市が作成する「避難所マニュアル」に基づき実施します。また、避難所での見守り体制については、原則として家族等が行うものとしつつ、相談窓口の設置や相談対応について各マニュアルに基づく対応に努めます。